

議事要旨(1)実務対応専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び中根研究員より、企業会計基準公開草案第22号「持分法に関する会計基準（案）」及び実務対応報告公開草案第27号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に寄せられたコメントと事務局の対応案の説明がなされた。説明の後、次のような質疑応答があった。

- ・ 「統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難」の例示に関し、在外関連会社の場合の記述があるが、国内関連会社の場合も在外関連会社の場合と同様であるので、「在外関連会社の場合で」を削除するか、「特に、在外関連会社の場合で」と記述するなどの修正を行うべきではないか、という意見があった。
- ・ 投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続の統一にあたっては、原則的な取扱いによるほか、当面の間、監査・保証実務委員会報告第56号に定める会計処理の統一に関する取扱いに準じて行うことができるものとしてされているが、監査・保証実務委員会報告第56号のQ&Aの3に記載されている「会計処理の統一を要しない合理的な理由」に照らすと、連結子会社の統一を要しない場合の取扱いの方が、実務対応報告公開草案第27号の関連会社の取扱いよりも幅広く解釈される可能性があるのではないか、という指摘があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び実務対応報告の文案の検討を検討することとされた。

以 上